

認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)

法人名	特定非営利活動法人 びわ湖なまずの会		チェック欄
都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること			○
<p>【留意事項】</p> <p>1 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する場合に限りです。</p> <p>2 申請日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。</p>			
条例を制定した都道府県又は市区町村	滋賀県		
条 例 指 定 年 月 日	平成27年4月1日		
条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある	はい・いいえ	事務所所在地	
	はい	滋賀県大津市京町四丁目1番1号	
<p>※ 法人の所轄庁以外の都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し（公報の写し）を添付してください。</p>			

- 法人の事務所がある都道府県又は市町村（この場合は滋賀県）から条例により個別指定されている必要があります。
 - ※ 滋賀県に事務所がない場合は、他のPST要件（相対値基準又は絶対値基準）を満たす必要があります。
- 条例指定を受けた年月日を記載してください。
 - ※ 滋賀県以外の都道府県又は市町村の条例により、個別指定を受けた場合は、条例の写し（公報の写し）を添付してください。
- 申請書を提出する日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。
- 事務所所在地に記載された住所は、登記事項証明書に記載された主たる事務所又は従たる事務所の所在地と一致していることを確認してください。